

令和3年1月22日招集

令和3年 第1回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和3年第1回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第1回東根市農業委員会定例総会をタントクルセンター ミーティングルームに招集した。

1. 令和3年1月22日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	7番	瀬野幸太郎
8番	小野博	9番	齋藤誠	10番	大類彦幸
11番	本田勝彦	12番	松田一雄	13番	秋葉いく子
14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子	16番	大内恒一
17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作	19番	工藤喜恵治

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第2号 事業計画変更承認申請について
- 第7 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第4号 農用地利用集積計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	三坂智江美

1. 議 長 農業委員会会長 工 藤 喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第1回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、6番岡田和敏委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

1番吉田好春委員、2番菅原繁治委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第12回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第1号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第4号農用地利用集積計画についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和3年第1回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、7件であります。

報第1号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号1番、土地の所在：大字野田字家ノ下●●●●。地目、登記簿：田、

現況：樹園地、地籍：1,997 m<sup>2</sup>。賃貸人住所氏名：東根市大字野田●●●●、●●●●。  
賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全であります。

以下、受付番号2番から7番までの6申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、5件です。

議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号1番、土地の所在：大字板垣新田字南条●●●●。地目、登記簿：畑、  
現況：畑、地籍：1,000 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市板垣中通り●●●●、●●●●。  
事由：労力不足、経営面積：50 a。譲受人住所氏名：東根市板垣中通り●●●●、●●●●  
●。事由：経営規模拡大、経営面積：45 aであります。

以下、受付番号2番から4番までの3申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号5番、土地の所在：大字観音寺字上野●●●●。地目、登記簿：田、現況：  
樹園地、地籍：1,969 m<sup>2</sup>ほか4筆。貸人住所氏名：東村山郡中山町大字長崎●●●●、  
●●●●。事由：労力不足、経営面積：179 a。  
借人住所氏名：東根市神町東三丁目8-10-111号、一家農園株式会社 代表取締役 吉永友紀。事由：新規法人による就農、経営面積0 aであります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、2件です。

議第2号事業計画変更承認申請について。

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和51年9月30日付け、51構改B第1939号農林省構造改善局長通知に該当するので、本会の意見を求めるものであります。7頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係であります。

受付番号1番、当初計画者：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。

承継者：天童市小関一丁目●●●●●、●●●●●。承認を受ける土地の所在：神町中央一丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：204 m<sup>2</sup>。変更後の用途：当初、倉庫・駐車場。変更後、一般住宅となります。備考として農地法第5条が同時申請されております。

以下、受付番号2番の申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。

議第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号1番、土地の所在：宮崎二丁目●●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地籍 329 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：北村山郡大石田町大字大石田丙●●●●●、●●●●●。職業：無職。神奈川県川崎市麻生区虹ヶ丘一丁目●●●●●、●●●●●。職業：無職。譲受人住所氏名：東根市温泉町三丁目●●●●●、●●●●●。職業：無職。東根市温泉町三丁目●●●●●、●●●●●。職業：無職。転用後の主要目的：居宅・駐車場・通路他。所要面積計 329 m<sup>2</sup>。備考として所有権移転です。

以下、受付番号2番から、10頁の受付番号5番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

10頁の農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第5条及び事業計画変更の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。12頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、33計画です。

議第4号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。13頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号1番、土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,461 m<sup>2</sup>。売人住所氏名：東根市本丸東●●●●●、●●●●●。

買人住所氏名：東根市本丸北二丁目●●●●●、●●●●●。

利用目的：水田として利用。移転時期：令和3年1月22日。対価、総額：50,000円、

支払い方法：現金。支払期限：令和3年2月10日、引き渡し時期：令和3年2月12日。  
買人の耕作面積は132aであります。

以下、受付番号2番から8番までの7申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

14頁の農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号1番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、  
現況：田、地籍：2,977㎡ほか2筆。貸人住所氏名：東根市宮崎一丁目●●●●、●●●●。  
借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定。  
利用目的：水田として利用。始期：令和3年1月25日、終期：令和8年1月24日。  
賃借料：10aあたり56kg、5年再設定。借り人の耕作面積は1,056aであります。

以下、受付番号2番から18頁の受付番号25番までの24申請については、記載のとおり  
でありますので、説明を省略させていただきます。

18頁の農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件1件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。  
3番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

#### 【3番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を1月15日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請4件、  
賃貸借権設定の許可申請1件、合計5件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る1月13日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号1番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号2番の申請事由は、相手方の要望となります。

受付番号3番及び4番の申請事由は、自作地相互の交換で共有名義の農地につきまして、共有名義人同士において持ち分2分の1の権利移動をする事により、それぞれの単有名義とするものであります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号5番の申請事由は新規法人による就農となります。

なお今回申請ありました一家農園株式会社は、昨年7月に設立された農業法人であり、主にワイン用のブドウ栽培を行う法人であります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

なお、受付番号2番は、当該農地の位置、形状をみますと、譲受人の自宅裏に隣接しており、他の隣接耕作者による権利取得も考えにくい事から、農地法施行令第2条第3項第3号の特例に該当するものと判断したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、日程第10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4番、小関春男農地転用委員会委員長。

#### 【4番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を1月15日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、事業計画変更承認申請2件、農地法第5条による許可申請5件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る1月13日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号1番については、当初事業用倉庫・駐車場として5条許可を受けたものですが、事情により工事着手されず、承継者が一般住宅を整備するものであります。

なお、この案件については5条許可申請が同時に申請されております。

受付番号2番については、当初7区画の建売分譲として5条許可を受けたものですが、

6 区画の建売分譲として整備するものであります。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号 1 番、3 番、4 番、5 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となります。受付番号 1 番、3 番及び 5 番は一般住宅、受付番号 4 番は駐車場等を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当。

受付番号 2 番については、水道、下水道管が埋設されている道路の沿道区域にあり、かつ、申請地から概ね 500 メートル以内に 2 つ以上の医療施設が存することから、第三種農地となります。展示用のモデルハウスを整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、承認相当及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

#### 【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 4 号農用地利用集積計画について、14 番齊藤明男委員は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは、15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)



**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【3番仲野孝藏委員】**

3番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権移転関係1件。

議第2号事業計画変更承認申請について、1件。

議第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4件。

議第4号農用地利用集積計画について、所有権移転関係3件、賃貸借権設定関係5件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第2号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第3号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第4号については、田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【8番小野博委員】**

8番小野です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、賃貸借権設定関係1件。

議第4号農用地利用集積計画について、所有権移転関係3件、賃貸借権設定関係4件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第4号については、田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【11 番本田勝彦委員】**

11 番本田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 3 件。

議第 2 号事業計画変更承認申請について、1 件。

議第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 4 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 16 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 1 号については、相手方の要望、及び自作地相互の交換によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていることと認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 2 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 3 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 4 号については、田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていることと認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。報第 1 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 2 号事業計画変更承認申請について、議第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上、3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 1 号から議第 3 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可すること、承認相当の意見を付すること、及び、許可相当の意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 1 号から議第 3 号について、許可すること、承認相当の意見

を付すること、及び、許可相当の意見を付することに決しました。

次に、議第4号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、14番齊藤明男委員に申し上げます。あなたは、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第4号について、各地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第4号については、決定することに決しました。

14番齊藤明男委員の復席を求めます。14番齊藤明男委員に申し上げます。

ただいま、議第4号については原案のとおり、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和3年第1回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時40分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員